

医療費集計用紙  
=令和7年分の確定申告分=

稻倉会計事務所 御中

令和7年分の確定申告に関する「医療費」は、下記のとおりです。

医療費控除を受ける方は上記に集計の上、領収書原本とともにご同封下さい。

(原本は確認後ご返却しますので、5年間大切に保管下さい)

- ※ 支払日がR7.1.1～R7.12.31であるものに限定されます。(治療受診日ではありません)
  - ※ 医療費を補てんする保険金等がある場合には、その資料も必要です。
  - ※ 人間ドック・予防接種は医療費控除の対象になりません。
  - ※ マッサージ代・ハリ代は専門家によるもので、神経痛・腰痛などの症状を治す目的の医療費のみ対象となります。(健康維持目的のものは控除の対象なりません)
  - ※ 通院費は原則公共交通機関のみ可能です。(ガソリン代・パーキング代は認められません)
  - ※ 集計していただかない場合は追加料金が発生いたしますので、必ずこの集計用紙をご提出下さい